

令和3年度 第2回 川崎市総合教育会議

かわさき教育プラン第3期実施計画
及び

川崎市教育大綱の取扱いについて

令和4年3月23日(水)

1. かわさき教育プランについて

「かわさき教育プラン」について

- ➡ 本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や基本目標などを実現するための「教育振興基本計画」
- ➡ 教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の概ね10年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるもの
- ➡ 教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育が対象分野

「かわさき教育プラン」の基本理念・基本目標

基本理念

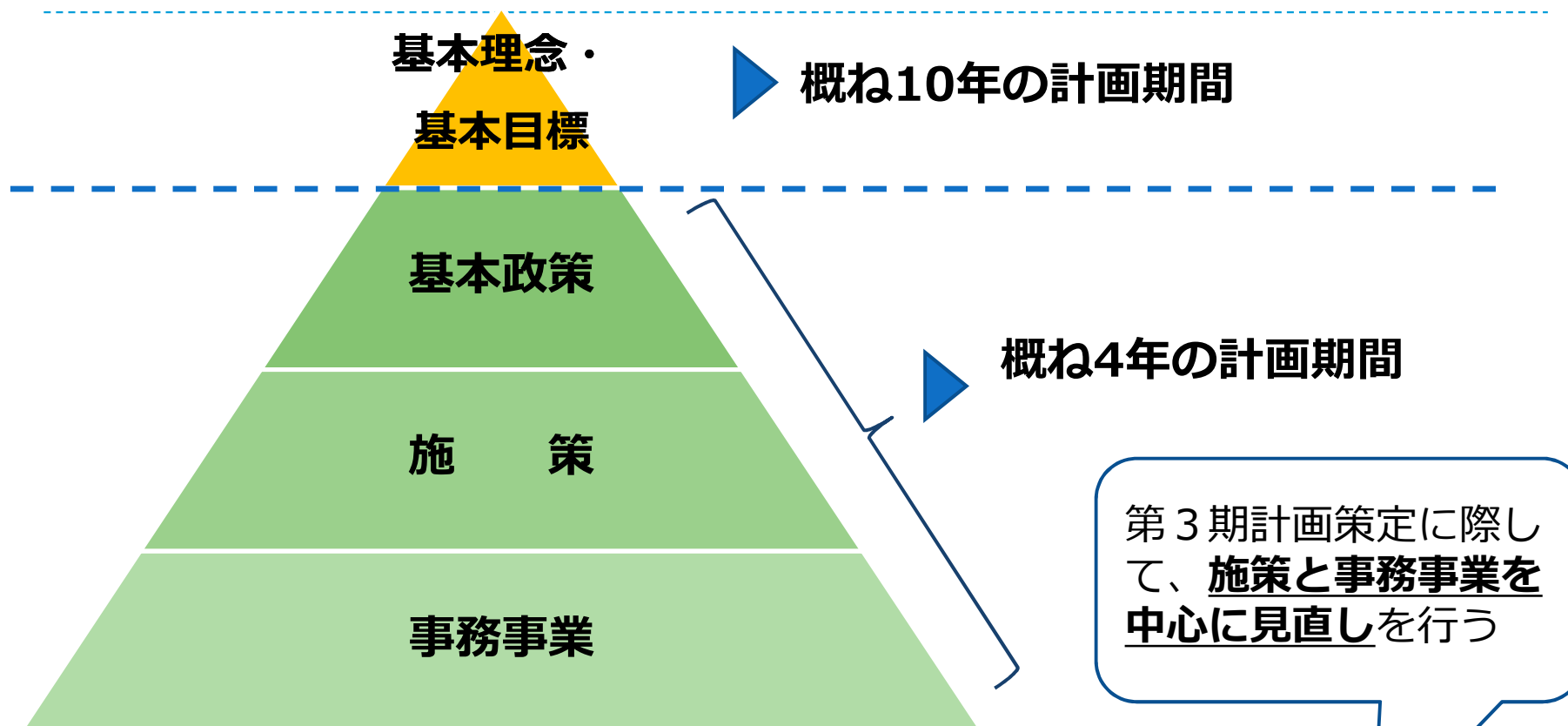
夢や希望を抱いて生きがいのある
人生を送るための礎を築く

基本目標

自主・自立

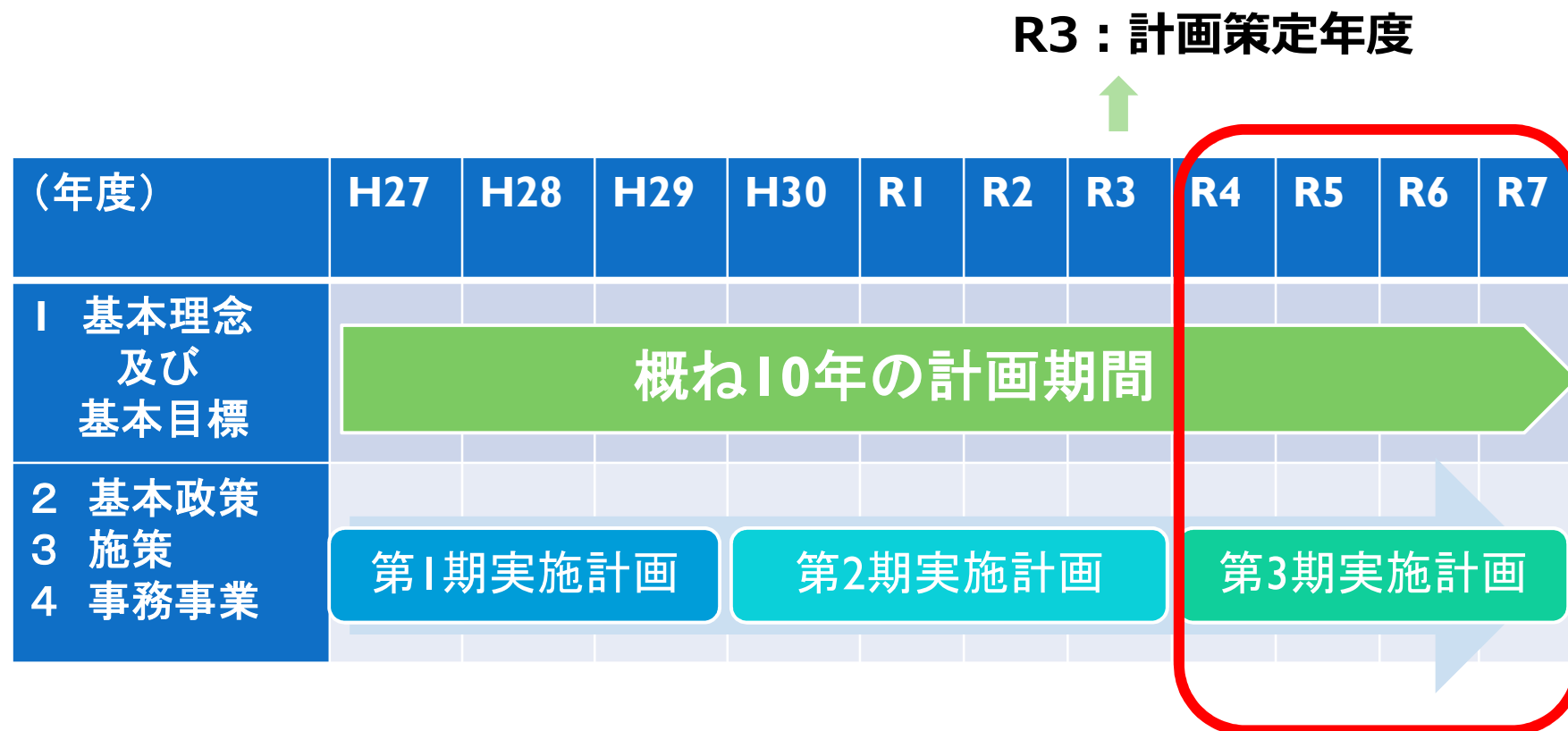
共生・協働

「かわさき教育プラン」の構成



- 概ね10年間の計画期間全体を通じて実現をめざすものをプランの基本理念及び基本目標として掲げる
- 具体的な取組を、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理し、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とする

「かわさき教育プラン」の計画期間



2. 第3期実施計画（概要）

第3期実施計画の基本政策

8つの基本政策 及び ★重点事業の取組

I 人間としての在り方生き方の 軸をつくる

★キャリア在り方生き方教育の推進

V 学校の教育力を強化する

★教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進

II 学ぶ意欲を育て、（補足資料あり） 「生きる力」を伸ばす

★市学習状況調査の結果の活用推進
★かわさきGIGAスクール構想の推進

VI 家庭・地域の教育力を高める

★地域の寺子屋事業の推進

III 一人ひとりの教育的ニーズ に対応する

★特別支援教育の推進
★児童生徒支援・相談活動の拡充

VII いきいきと学び、 活動するための環境をつくる

★学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進
★学校施設の有効活用

IV 良好な教育環境を整備する

★学校施設長期保全計画の推進
★児童生徒数・学級数増加対策

VIII 文化財の保護・活用と 魅力ある博物館づくりを進める

★橘樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

第3期実施計画について

I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

★キャリア在り方生き方教育の推進

・学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオとしての機能を持つ教材として「キャリア・パスポート」を活用し、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」のさらなる充実に向けた取組を進めます。



・各学校が児童生徒に身につけさせたい資質・能力を明確にして、その実現に必要な教育活動を見直し、現代的諸課題であるSDGsや、かわさきパラムーブメント等の視点も取り入れながら、カリキュラム・マネジメントの充実が図られるよう、教職員研修などの学校への支援を行っていきます。



第3期実施計画について

II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

★市学習状況調査の結果の活用推進

(補足資料あり)

これまで	第3期より拡充	期待する効果
小5・中2の2学年	小4～中3の <u>6学年</u> (<u>R5実施予定</u>)	<u>個人の成長を確認した上でのカリキュラム・マネジメントの改善・充実</u>

・これまで本市が作問・分析していた市学習状況調査について、民間の活用や、対象学年の拡充、「生活や学習に関するアンケート」調査項目等の検討を行い、令和4年度はモデル校(小学校2校、中学校1校)での試行を行い、令和5年度の全面実施につなげていきます。



第3期実施計画について

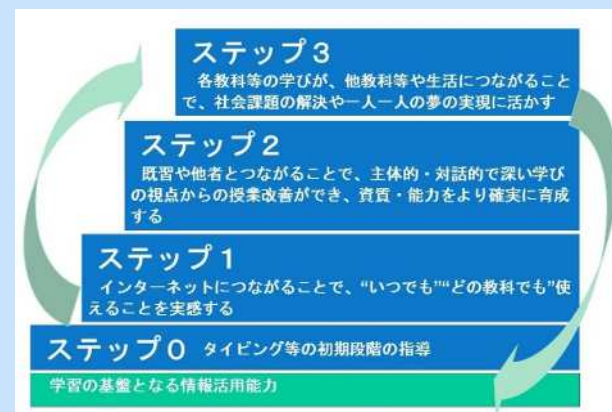
II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

★かわさきGIGAスクール構想の推進

・R3にスタートしたステップ0・1から、R4はステップ2、R5はステップ3と段階的にステップアップしていくことで、教育プランの基本目標「自主・自立」「共生・協働」に向けて取り組んでいきます。

・国のデジタル教科書実証事業への参加や副読本のデジタル化を進めます。

・学習履歴(スタディ・ログ)など教育データの整理と活用を行い、指導や評価の改善を行っていきます。



第3期実施計画について

Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

★特別支援教育の推進

これまで	第3期より拡充	期待する効果
通級指導教室設置校へ児童・生徒が通う方式（小学生は保護者による送迎が必須）	従来の方式に加え担当教員の巡回による指導の実施	保護者による送迎等を理由に通級による指導を受けられない児童への支援や在籍校との更なる連携強化

- ・中央支援学校大戸分教室の増築や、中央支援学校高等部分教室の整備により特別支援学校の計画的な施設整備を進めます。
- ・市域内の特別支援学校の狭あい化解消に向け、神奈川県と連携しながら、県立特別支援学校新設に向けた取組を推進します。



第3期実施計画について

Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

★児童生徒支援・相談活動の拡充

これまで	第3期より拡充	期待する効果
巡回スクールカウンセラー(SC) 7名 スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW) 8名	巡回SC <u>15名(R4)</u> SSW <u>11名(R4)</u>	これまでの要請訪問だけでなく、定期巡回によるアウトリーチを行うことで支援を充実

※巡回SCは小学校・特別支援学校を対象とする心理職です。
※中学校・高等学校には週1配置のSCを以前から配置しています。

・ヤングケアラーや子どもの貧困など、児童生徒を取り巻く環境は年々変化し、支援ニーズも複雑化・多様化しており、区役所の子育て支援・福祉関係部署等と連携した子ども支援を進めます。



第3期実施計画について

IV 良好な教育環境を整備する

★学校施設長期保全計画の推進

これまで	第3期以降
平成25年度策定「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備・予防保全	継続実施

- ・老朽化の著しい給水管の改修を進めるとともに、直結給水化を実施することで、子どもたちにより安全でおいしい水が提供できる環境を整備します。
- ・校舎の内外装改修や断熱化などを実施する再生整備と予防保全に計画的に取り組むとともに、バリアフリー化や防災機能の強化を図ります。



第3期実施計画について

IV 良好な教育環境を整備する

★児童生徒数・学級数増加対策

大規模集合住宅の開発や人口動態、また、義務標準法の改正に伴う小学校の学級編制の標準の段階的な引き下げを踏まえた学級数の推計に基づき、教室不足が見込まれる場合には、教室転用や、校舎の増改築、通学区域の見直し、学校の新設等を計画的に行います。

【学級編制の標準の引下げ】

年度	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
学年	小3	小4	小5	小6



第3期実施計画について

V 学校の教育力を強化する

★教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進

これまで	第3期より拡充	期待する効果
部活動指導員全中学校 (52校)への配置	複数(2名)の配置 を試行	教職員の負担を軽減し、 <u>本来的な業務にあたる時間を確保する</u>
教職員事務支援員(又は 障害者就業員)の全小中 学校への配置		
学校運営協議会28校 (R3)	56校(R4)に拡充し、 R7までに <u>全校設置</u>	<u>学校・家庭・地域が一体と なって学校運営に取り組む</u>



第3期実施計画について

VI 家庭・地域の教育力を高める

★地域の寺子屋事業の推進

現在開講数	第3期計画期間中	期待される効果
小学校60校/114校	全校設置	地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋」が全市で開講することで、 <u>多世代がつながり、学び合う生涯学習の場</u> として定着していく。
中学校15校/52校		
特別支援学校1校/3校		



第3期実施計画について

VII いきいきと学び、活動するための環境をつくる

★学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進

・市民館においてICTを活用したオンライン講座等の実施をはじめ、身近な地域の施設で出張講座を開催するなど、さまざまな学びの機会を提供していきます。

・図書館においてICTの活用によるサービス、自動車文庫や返却ボックスなど図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービスの提供とともに蔵書構築の考え方を整理し、市立図書館全体で図書・資料を収集・保存・有効活用するための図書館ネットワーク機能の強化に向けた取組を進めます。



第3期実施計画について

VII いきいきと学び、活動するための環境をつくる

★学校施設の有効活用

- ・更なる活用に向けた「Kawasaki教室シェアリング」の推進や子どもたちが安全に遊ぶことができる「みんなの校庭プロジェクト」を始動します。
「みんなの校庭プロジェクト」では子どもたちの意見を反映したルールづくりや大人も子どもも楽しむことができることを大切にしながら進めていきます。
- ・「Kawasaki教室シェアリング」「みんなの校庭プロジェクト」とともにR4 モデル校（各区1校）にて試行実施する中で、利用者拡大に向けた工夫や実施方法などを検討し、R5以降取組を拡充していきます。



第3期実施計画について

VIII 文化財の保護・活用と 魅力ある博物館づくりを進める

★橘樹官衙遺跡群の史跡整備の推進



R4 史跡整備の第1期を実施し、遺跡群に理解や愛着を深めることができるよう、史跡の適切な保存
管理・整備・活用を推進していきます。



◎ 第3期教育大綱の取扱い

本市における教育振興基本計画である 「かわさき教育プラン第3期実施計画」をもって 次期教育大綱に代える

(参考資料)

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

●平成26年7月17日文科科学省初等中等教育局長通知

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（抜粋）

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。